

補助金等調書

(2-1)

番号	18	担当課名	環境保全課	補助開始年度	昭和62年度
補助金等の名称	合併処理浄化槽設置事業補助金				
交付要綱等の名称	印西市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱				
	終了年限の有無 (無)・有 (平成 年度廃止予定)				
要綱に規定する 交付対象者	補助対象事業者が次のいずれかに該当しない場合 (1) 法第5条第2項の期間を経過していない場合又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認を受けていない場合 (2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない場合 (3) 補助事業対象者及び同一世帯員のうち、いずれかの者が市税等を滞納している場合 (4) 補助対象事業者が、第9条に規定する実績報告書を提出する時点において、当該補助により合併処理浄化槽を設置した専用住宅等の所在地が、補助対象事業者の住所として住民基本台帳に登録されていない場合				
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数	
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・無) 有の場合は、類似団体数 ()				
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。)				

助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金		38,556,000	30,640,000	56,198,000	
		内訳	国庫補助金		11,176,000	10,906,000	9,836,000
			県補助金		12,681,000	9,739,000	20,796,000
			その他				
			一般財源		14,699,000	9,995,000	25,566,000
		会費					
		事業収入					
		その他					
		合計		38,556,000	30,640,000	56,198,000	
	歳出	人件費					
		事務費					
		事業費		38,556,000	30,640,000	56,198,000	
		その他					
		合計		38,556,000	30,640,000	56,198,000	
翌年度繰越金							

<p>補助制度内容 (下部組織等の配分 も明記)</p>	<p>① 国補助 ・ ② 県補助 ・ 3 単独 ・ ④ 市単独上乗せ</p>
	<p>●窒素除去高度処理型合併処理浄化槽 (N10型) の設置に対する補助 (5人槽) 644千円 (7人槽) 686千円 (10人槽) 776千円 ※新築・新設と転換で補助対象浄化槽の性能要件あり。</p> <p>●高度処理 (N10型) 促進上乗せ補助 200千円</p> <p>●りん除去高度処理型合併処理浄化槽 (P型) の設置に対する補助 (5人槽) 444千円 (7人槽) 486千円 (10人槽) 576千円</p> <p>●窒素及びりん除去高度処理型合併処理浄化槽 (N&P型) の設置に対する補助 (5人槽) 678千円 (7人槽) 843千円 (10人槽) 1,113千円</p> <p>●転換上乗せ補助 (単独転換) 180千円 (くみ取転換) 100千円</p> <p>●転換時の配管工事費上乗せ 100千円</p> <p>●放流先がない場合の蒸発拡散装置の設置に対する上乗せ補助 100千円</p> <p>※補助金額詳細は別表のとおり</p>

(別表) 補助金額一覧

単位：円

補助対象浄化槽、人槽区分		新設	単独転換	くみ取り転換	
窒素又はりん除去高度処理型合併処理浄化槽	N10型 ※1	5人槽	644,000	824,000	744,000 (644,000)
		6～7人槽	686,000	866,000	786,000 (686,000)
		8～10人槽	776,000	956,000	876,000 (776,000)
	P型 ※2	5人槽	444,000	624,000	544,000 (444,000)
		6～7人槽	486,000	666,000	586,000 (486,000)
		8～10人槽	576,000	756,000	676,000 (576,000)
	N20型 ※3	5人槽	補助対象外	624,000	544,000 (444,000)
		6～7人槽		666,000	586,000 (486,000)
		8～10人槽		756,000	676,000 (576,000)
窒素及びりん除去高度処理型合併処理浄化槽 N&P型 ※4	5人槽	678,000	858,000	778,000 (678,000)	
	6～7人槽	843,000	1,023,000	943,000 (843,000)	
	8～10人槽	1,113,000	1,293,000	1,213,000 (1,113,000)	
蒸発拡散装置の設置		+100,000			
単独転換・くみ取り転換時の配管工事費		+100,000 (上限)			

注 汲み取り便所から転換する場合で、建築確認を伴う合併処理浄化槽を設置する場合は、()内の額とする。

※1 N10型 放流水の総窒素濃度が10mg/ℓ以下にすることができる能力を有するもの。

※2 P型 放流水の総りん濃度が1mg/ℓ以下にすることができる能力を有するもの。

※3 N20型 放流水の総窒素濃度が10mg/ℓを超え20mg/ℓ以下にすることができる能力を有するもの。

※4 N&P型 放流水のBODを10mg/ℓ以下、総窒素濃度を10mg/ℓ以下及び総りん濃度を1mg/ℓ以下にすることができる機能を併せて有するもの。

補助制度の 目的、効果、 公益性	<p>目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)</p>
	<p>① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)</p>
	<p>印西市第2次基本計画の環境負荷の低減による低炭素社会・資源循環型社会づくりの項目及び、環境基本計画の環境施策の展開の項目にあたり、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止及び公衆衛生の向上を図るため、専用住宅等への合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して補助金を交付する。</p>
	<p>② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)</p>
	<p>窒素又はりん除去高度処理型合併処理浄化槽 [5人槽] 444千円 66基 29,304千円 [7人槽] 486千円 13基 6,318千円 [10人槽] 576千円 1基 576千円</p> <p>上乗せ補助 単独転換補助 180千円 10基 1,800千円 汲取り転換補助 100千円 5基 500千円 蒸発散装置設置補助 100千円 6基 600千円</p> <p>合計 80基 39,098千円</p>
	<p>③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)</p>
	<p>窒素又はりん除去高度処理型合併処理浄化槽 [5人槽] 444千円 51基 22,644千円 [7人槽] 486千円 8基 3,888千円 [10人槽] 576千円 3基 1,728千円</p> <p>上乗せ補助 単独転換補助 180千円 6基 1,080千円 汲取り転換補助 100千円 3基 300千円 蒸発散装置設置補助 100千円 10基 1,000千円</p> <p>合計 62基 30,640千円</p>
<p>④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。</p>	
<p>印西市では昭和62年度から補助をはじめ、平成29年度末現在で3,384基の設置補助をしてきた。(旧印旛村、本埜村含む)結果、印旛沼に流入する生活系の汚濁負担量は、昭和60年と比較して約27%、手賀沼においては約18%まで削減することができた。その点からも合併処理浄化槽設置事業補助金は、生活系排水の抑制に大きく貢献できている。</p>	
<p>⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)</p>	
<p>市内の合併処理浄化槽人口普及率は、約80.9%である。普及率100%になった時が補助金の終期である。</p>	
<p>⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。</p>	
<p>今年度より、N10型(高度処理型合併処理浄化槽)に対し200千円の上乗せ補助を行うとともに、転換時の配管工事費100千円の上乗せ補助を実施。今後も国や県、他市町村の動向を見ながら、補助を継続していく。</p>	
<p>⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)</p>	
<p>環境対策に寄与するもの</p>	
<p>補助対象者は、専用住宅等への合併処理浄化槽を設置しようとするものであり、補助金を交付することで公共用水域の水質汚濁防止及び公衆衛生の向上を図ることができる。</p>	
<p>担当課の判定</p>	<p><input type="checkbox"/>拡大して継続 <input checked="" type="checkbox"/>現状維持で継続 <input type="checkbox"/>縮小して継続 <input type="checkbox"/>整理統合 <input type="checkbox"/>廃止</p>
<p>判定の理由</p>	<p>引き続き、水質汚濁防止及び公衆衛生の向上を図ることが必要であるため、国、県及び周辺市町村の動向を見ながら補助を継続していく。</p>

近隣市類似補助金等の状況

補助金等名	合併処理浄化槽設置事業補助金
-------	----------------

	補助率（定額補助の場合はその額）	補助上限額
成田市	<p>【印旛沼流域以外】 (新設)5人槽220千円 7人槽276千円 8人～50人槽364千円 (転換)5人槽332千円 7人槽414千円 10人槽548千円 20人槽939千円 30人槽1,472千円 50人槽2,037千円</p> <p>【印旛沼流域 N10型】 (新設)5人槽644千円 7人槽686千円 8人～50人槽776千円 (転換)5人槽644千円 7人槽686千円 10人槽776千円 20人槽1,292千円 30人槽2,060千円 50人槽2,696千円</p> <p>【印旛沼流域 N20型】 (新設)5人槽296千円 7人槽324千円 8人～50人槽384千円 (転換)5人槽444千円 7人槽486千円 10人槽576千円 20人槽1,092千円 30人槽1,860千円 50人槽2,496千円 (単独転換上乗せ)180千円 (くみ取転換上乗せ)100千円 (転換時配管上乗せ)100千円 (蒸発拡散装置設置上乗せ) 5人槽200千円 7人槽240千円 8人～50人槽 320千円</p>	※N10型200千円上乗せ込み
佐倉市	<p>※単独転換・汲取転換のみ補助 【N10型】 5人槽644千円 7人槽686千円 10人槽776千円 【N20型】 5人槽444千円 7人槽486千円 10人槽576千円 【N&P型】 5人槽528千円 7人槽693千円 8人～10人槽963千円 (単独転換上乗せ)180千円 (くみ取転換上乗せ)100千円 (転換時配管上乗せ)100千円 (蒸発拡散装置設置上乗せ)100千円</p>	※N10型200千円上乗せ込み
四街道市	<p>※単独転換・汲取転換のみ補助 【N10型、N20型、P型】 5人槽444千円 7人槽486千円 8人～50人槽576千円 【N&P型】 5人槽528千円 7人槽693千円 8人～50人槽963千円 【BOD型】 5人槽489千円 7人槽654千円 8人～50人槽903千円 ※転換等上乗せなし</p>	

八街市	<p>※単独転換・汲取転換のみ補助</p> <p>【N10型】 5人槽644千円 7人槽686千円 10人槽776千円</p> <p>【N10以外 (BOD型等)】 5人槽444千円 7人槽486千円 10人槽576千円</p> <p>【通常型】 印旛沼流域以外に限り対象 5人槽332千円 7人槽414千円 10人槽548千円 (単独転換上乘せ)180千円 (くみ取転換上乘せ)100千円 (転換時配管上乘せ)100千円</p>	※N10型200千円上乘せ込み
富里市	<p>【N10型、N20型、P型】 5人槽444千円 7人槽486千円 8人～10人槽576千円</p> <p>【N&P型】 5人槽528千円 7人槽693千円 8人～10人槽963千円</p> <p>【BOD型】 5人槽489千円 7人槽654千円 8人～10人槽903千円 (単独転換上乘せ)180千円 (くみ取転換上乘せ)100千円 (蒸発拡散装置設置上乘せ)200千円</p>	
白井市	<p>【N10型】 5人槽644千円 7人槽686千円 8人～10人槽776千円</p> <p>【P型】 5人槽444千円 7人槽486千円 8人～10人槽576千円</p> <p>【N&P型】 5人槽528千円 7人槽693千円 8人～10人槽963千円</p> <p>【BOD型】 5人槽489千円 7人槽654千円 8人～10人槽903千円</p> <p>【N20型】転換のみ対象 5人槽444千円 7人槽486千円 8人～10人槽576千円 (単独転換上乘せ)180千円 (くみ取転換上乘せ)100千円 (転換時配管上乘せ)100千円</p>	※N10型200千円上乘せ込み
印西市	<p>【N10型】 5人槽644千円 7人槽686千円 8人～10人槽776千円</p> <p>【P型】 5人槽444千円 7人槽486千円 8人～10人槽576千円</p> <p>【N&P型】 5人槽678千円 7人槽843千円 8人～10人槽1,113千円</p> <p>【N20型】転換のみ対象 5人槽444千円 7人槽486千円 8人～10人槽576千円 (単独転換上乘せ)180千円 (くみ取転換上乘せ)100千円 (転換時配管上乘せ)100千円 (蒸発拡散装置設置上乘せ)100千円</p>	※N10型200千円上乘せ込み



合併処理浄化槽設置事業実績報告書

平成29年11月22日

印西市長 板倉正直 様

住所 [Redacted]

補助事業者 氏名 [Redacted]

電話 [Redacted]

平成29年9月12日付け印西 指令第697号の で補助金交付の決定のあった合併処理浄化槽設置事業について、印西市補助金等交付規則第13条の規定により関係書類を添えてその実績を報告します。

1 補助金交付決定額	金 444,000 円
2 事業完了年月日	平成 29年 11月 7日
3 添付書類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 浄化槽法(以下「法」という。)第7条の検査に係る費用を納付したことを証する書面 (2) 浄化槽保守点検を委託により実施する場合にあっては、法第11条の検査に係る公益財団法人千葉県浄化槽検査センターの千葉県浄化槽一括契約制度要綱に基づく一括契約書の写し (3) 浄化槽の保守点検を浄化槽管理者が自ら実施する場合にあっては、法第11条検査の受検を契約したことを証する書面 (4) 工事写真 (5) 工事完成平面図 (6) 工事費請求書又は領収書の写し (7) 施行結果報告書 (8) 世帯全員の住民票の写し(本報告前3か月以内に発行されたものに限る。) (9) 既設単独処理浄化槽転換施行結果報告書(単独処理浄化槽からの転換に限る。) (10) 既設くみ取り便所転換結果報告書(くみ取り便所からの転換に限る。) (11) 許可された処分場の産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し(単独処理浄化槽又はくみ取り便所からの転換であって、撤去をした単独処理浄化槽又はくみ取り取便槽を処分した場合に限る。) (12) 放流先のない場合の処理装置施行結果報告書(放流先のない場合の処理装置を設置した場合に限る。) (13) 法第10条を遵守する旨の誓約書 (14) その他()

○印西市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱

平成17年3月31日告示第33号

改正

平成19年3月30日告示第64号
平成20年3月31日告示第30号
平成22年3月17日告示第47号
平成23年3月31日告示第56号
平成24年7月9日告示第112号
平成25年3月29日告示第54号
平成26年3月27日告示第36号
平成27年3月31日告示第77号
平成29年3月27日告示第32号
平成30年3月30日告示第71号

印西市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止及び公衆衛生の向上を図るため、専用住宅等への合併処理浄化槽を設置しようとする者（以下「補助対象事業者」という。）に対する補助金の交付に関し、予算の範囲内において、印西市補助金等交付規則（昭和53年規則第6号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に定めるし尿及び雑排水を併せて処理する浄化槽で、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率が90パーセント以上であり、かつ、放流水のBODを日間平均値で1リットルにつき20ミリグラム以下にすることができる機能及び合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知。以下「国庫補助指針」という。）に適合する機能を併せて有するものをいう。
- (2) 窒素除去高度処理型合併処理浄化槽（N10型） 合併処理浄化槽のうち、放流水の総窒素濃度を日間平均値で1リットルにつき10ミリグラム以下にすることができる機能を有するものをいう。
- (3) 窒素除去高度処理型合併処理浄化槽（N20型） 合併処理浄化槽のうち、放流水の総窒素濃度を日間平均値で1リットルにつき20ミリグラム以下にすることができる機能を有するものをいう。
- (4) りん除去高度処理型合併処理浄化槽（P型） 合併処理浄化槽のうち、放流水の総りん濃度を日間平均値で1リットルにつき1ミリグラム以下にすることができる機能を有するものをいう。
- (5) 窒素及びりん除去高度処理型合併処理浄化槽（N&P型） 合併処理

浄化槽のうち、放流水のBODを日間平均値で1リットルにつき10ミリグラム以下にすることができる機能、総窒素濃度を日間平均値で1リットルにつき10ミリグラム以下にすることができる機能及び総りん濃度を日間平均値で1リットルにつき1ミリグラム以下にすることができる機能を併せて有するものをいう。

(6) 単独処理浄化槽 平成13年3月31日以前に設置された便所と連結してし尿を処理し、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備又は施設であって、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により定められた計画に従って市が設置したし尿処理施設以外のものをいう。

(7) 専用住宅等 自己の住居の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を住居の用に供する併用住宅をいう。ただし、販売目的の合併処理浄化槽付建物を除く。

(8) 放流先のない場合の処理装置 千葉県浄化槽取扱指導要綱第4の3の(2)の規定により定められた放流先がない場合の浄化槽放流水の処理に係るガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の基準に適合している蒸発拡散装置のことをいう。

(9) くみ取り便所 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第29条に定める構造を有するものをいう。

（補助対象地域）

第3条 補助の対象となる地域は、市内において下水道法第4条第1項又は同法第25条の11第1項の規定に基づく事業計画に定める予定処理区域（下水道の整備が7年以上見込まれない地域を除く。）以外の地域とする。

（補助対象の区分）

第4条 補助の対象とする合併処理浄化槽の設置の区分は、次に掲げるとおりとする。

(1) 合併処理浄化槽の新設（以下「新設」という。）

(2) 既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置換え（以下「単独処理浄化槽からの転換」という。）

(3) 既設のくみ取り便所から合併処理浄化槽と連結した便所への設置替えに伴う合併処理浄化槽の設置（以下「くみ取り便所からの転換」という。）

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用相当額とし、別表に掲げる額を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、放流先のない場合の処理装置を設置する場合における補助金の額は、前項に規定する額に10万円を加えた額とする。

3 単独処理浄化槽からの転換及びくみ取り便所からの転換を行うことを要件に、配管工事を行う場合における補助金の額は、別表に掲げる額に10万円を加えた額を限度とする。

(交付の制限)

第6条 補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第2項の期間を経過していない場合又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けていない場合
- (2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない場合
- (3) 補助対象事業者及び同一世帯員のうち、いずれかの者が市税等を滞納している場合
- (4) 補助対象事業者が、第9条に規定する実績報告書を提出する時点において、当該補助により合併処理浄化槽を設置した専用住宅等の所在地が、補助対象事業者の住所として住民基本台帳に記録されていない場合

(申請)

第7条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、設置工事の着工前に合併処理浄化槽設置事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 法第5条第2項の期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し（当該届出又は確認を必要としないものを除く。）
- (3) 収支予算書
- (4) 合併処理浄化槽の構造図
- (5) 配置配管図
- (6) 見積書の写し
- (7) 工事請負契約書の写し
- (8) 市税等納付状況確認承諾書（別記第2号様式）又はそれに準ずる書類
- (9) 当該合併処理浄化槽が国庫補助指針に適合していることを示す書類（登録証の写し及び登録浄化槽管理票）又はそれに準ずる書類
- (10) 保証登録証又はそれに準ずる書類
- (11) 浄化槽概要書又は浄化槽調書の写し
- (12) 既設の単独処理浄化槽の現況及び転換計画を示した書類（単独処理浄化槽からの転換に限る。）
- (13) 既設のくみ取り便所の現況及び転換計画を示した書類（くみ取り便所からの転換に限る。）
- (14) 放流先のない場合の処理装置がガイドラインの基準に適合していることを確認できる書類（放流先のない場合の処理装置を設置する場合に限る。）
- (15) 浄化槽設備士免状の写し
- (16) その他市長が必要と認める書類

2 申請期間は、原則として当該年度の4月1日から12月28日までとする。

(状況報告)

第8条 規則第11条の規定にかかわらず、補助事業が完了したときは、完了し

た日から起算して7日以内に事業完了届兼完成検査願（別記第3号様式）を市長に提出し、市職員の検査を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 規則第13条の規定により実績報告をしようとするときは、前条の検査を受けた日から起算して14日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに合併処理浄化槽設置事業実績報告書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1） 法第7条検査の費用を納付したことを証する書面
- （2） 浄化槽の保守点検を委託により実施する場合にあっては、浄化槽管理者が保守点検業者を窓口として保守点検及び清掃の実施並びに法第11条検査の受検手続きの代行を一括して約定した契約書の写し。
- （3） 浄化槽の保守点検を浄化槽管理者が自ら実施する場合にあっては、法第11条検査の受検を契約したことを証する書面
- （4） 工事写真
- （5） 工事完成平面図
- （6） 工事費請求書又は領収書の写し
- （7） 施工結果報告書
- （8） 世帯全員の住民票の写し
- （9） 既設単独処理浄化槽転換結果報告書（単独処理浄化槽からの転換に限る。）
- （10） 既設くみ取り便所転換結果報告書（くみ取り便所からの転換に限る。）
- （11） 許可された処分場の産業廃棄物管理票の写し（単独処理浄化槽からの転換又はくみ取り便所からの転換であって、撤去した単独処理浄化槽又はくみ取り便所を処分した場合に限る。）
- （12） 放流先のない場合の処理装置施工結果報告書（放流先のない場合の処理装置を設置する場合に限る。）
- （13） 法第10条を遵守する旨の誓約書
- （14） その他市長が必要と認める書類
（処分の制限）

第10条 規則第23条ただし書に規定する市長が定める期間は、合併処理浄化槽の設置後7年とする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

（印西市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱の廃止）

2 印西市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱（平成12年告示第7号。以下「旧告示」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この告示の施行前に旧告示の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の規定によりなされたものとみなす。

(印旛村及び本埜村の編入に伴う経過措置)

4 印旛村及び本埜村の編入の日(以下「編入日」という。)の前日までに、印旛村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成3年印旛村告示第11号)又は本埜村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成元年本埜村要綱第3号)(以下これらを「編入前の要綱」という。)の規定によりなされた申請、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

5 編入日の前日までに、編入前の要綱の規定により交付申請のあった補助金の額は、この告示の規定にかかわらず、編入前の要綱の例による。

附 則(平成19年3月30日告示第64号)

この告示は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則(平成20年3月31日告示第30号)

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の印西市合併浄化槽設置事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に交付申請及び実績報告を行う合併処理浄化槽設置事業補助金について適用し、施行日前に補助金の交付申請及び実績報告がなされた合併処理浄化槽設置事業補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成22年3月17日告示第47号)

この告示は、平成22年3月23日から施行する。

附 則(平成23年3月31日告示第56号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月9日告示第112号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第54号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月27日告示第36号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日告示第77号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月27日告示第32号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日告示第71号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第5条)

設置する合併処理浄化槽の区分		新設	単独処理浄化槽からの転換	くみ取り便所からの転換
窒素除去高度処理型合併処理浄化槽（N10型）	5人槽	644,000円	824,000円	744,000円 (644,000円)
	6人槽及び7人槽	686,000円	866,000円	786,000円 (686,000円)
	8人槽以上	776,000円	956,000円	876,000円 (776,000円)
りん除去高度処理型合併処理浄化槽（P型）	5人槽	444,000円	624,000円	544,000円 (444,000円)
	6人槽及び7人槽	486,000円	666,000円	586,000円 (486,000円)
	8人槽以上	576,000円	756,000円	676,000円 (576,000円)
窒素除去高度処理型合併処理浄化槽（N20型）	5人槽	補助対象外	624,000円	544,000円 (444,000円)
	6人槽及び7人槽		666,000円	586,000円 (486,000円)
	8人槽以上		756,000円	676,000円 (576,000円)
窒素及びりん除去高度処理型合併処理浄化槽（N&P型）	5人槽	678,000円	858,000円	778,000円 (678,000円)
	6人槽及び7人槽	843,000円	1,023,000円	943,000円 (843,000円)
	8人槽以上	1,113,000円	1,293,000円	1,213,000円 (1,113,000円)

注

くみ取り便所から転換する場合で、建築確認を伴う合併処理浄化槽を設置する場合は（ ）内の額とする。

別記

第1号様式（第7条）

第2号様式（第7条）

第3号様式（第8条）

第4号様式（第9条）

